

37社に監督処分・行政指導

施工Gメン立入調査結果

国交省

国土交通省は、大臣許で、05年度からの継続24
可業者を対象とした、建社を含む75社を調査し、
設業許可部局の施工体制調査が終了した52社のうち
等調査指導班（施工体制）の調査が終了した52社のうち
等Gメン）による200年度調査の結果、技術者制度の
6年度の立入調査結果をまとめた。建設法違反した37社に営業停止・指示
の疑いがある事実について処分勧告などを行った。12件、指示処分19件、勸告が16件と最も多く、稀

審慮偽記載が11件、無許可業者との下請契約違反が5件、施工体制台帳などの虚偽記載が4件、経営管理業務責任者違反が3件、変更などの届出違反が2件、一括下請、下請契約締結制限違反、契約書の作成違反、施工体系図不表示が各1件となっている。

建設法の違反項目別に監督処分（13件）の内訳をみると、営業停止処分が経審虚偽申請7件、施工体制台帳などの虚偽記載・不作成2件、現場専任技術者不設置、下請契約締結制限違反、一括下請無許可業者との下請契約各1件となっている。

一方、指示処分（20件）は、営業所・現場専任技術者専任義務違反10件、無許可業者との下請契約3件、営業所・現場専任技術者不設置と経営管理業務責任者不在が各2件、施工体制台帳などの不備、経審虚偽記載、変更などの届出違反は各1件だった。

調査対象75社うち、23社は調査継続となり、07年度に持ち越された。国交省は、4月1日付で各地方整備局に「建設法令遵守推進本部」を設置しており、次回以降、下請代金支払状況等実態調査とともに調査を強化していく。